

折込広告の取り扱いについてお願い

日本新聞協会加盟新聞社折込広告基準

つぎのような折込広告は「新聞折り込み広告基準」「新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」等により取り扱いできませんので、ご注意ください。

- (1) 広告主の所在地、事業所名、電話番号、または責任者名の記載がなく、広告の内容がはつきりしないもの。
- (2) 虚偽・誇大な表現により読者に誤認や不利益を与えるもの。
- (3) せん情的な文言や写真、凶案等を使用したもので、青少年に有害とみられるもの。
- (4) 抽せん券、懸賞応募券を刷り込んだもの。(但し、広告規制に適合するものは除く)
- (5) 政治問題に関するもの。(但し、公職選挙法で認められたものは除く)
- (6) 新聞記事を許可なく転載したもの。その他、知的財産権を侵害するもの。
- (7) 新聞本紙と見間違えるもの。
- (8) 係争中のものまたは極端な主義主張を述べたもの。
- (9) 諸法規・規則に抵触するもの。
- (10) 新聞販売所の営業活動に支障をきたし、不利益になると判断されるもの。
- (11) その他、新聞折込広告にふさわしくないもの。

※上記に限らず、判断が難しいものは、新聞発行本社、関係諸機関の指導・協議によって決めさせていただきます。

大規模災害等発生時の対応

九州・中国地区オリコミ協議会は、熊本地震等の発生時における対応を教訓とし、大規模災害等発生時の免責事項を審議・決定しました。

大規模な災害（水害・台風・地震・噴火・火災・津波・大雪・竜巻など）や不可抗力による事故・事変や感染症等が発生し、新聞発行本社・輸送業者・折込広告代理店・新聞販売所の最大限の努力・協力にもかかわらず、指定日での折込や折込中止作業ができなかった場合、または読者への配達ができなかった場合、折込広告代理店（折込会社含む）、新聞販売所は折込料金以外の責任を負うことができませんので、あらかじめご了承ください。

南日本新聞折込宅配運営委員会でも大規模災害等発生時の対応を審議し、上記の対応とさせていただきますのでご了承ください。